

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十八号

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十九年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「奈良県地方独立行政法人評価委員会」を「奈良県地方独立行政法人評価委員会条例（平成十八年六月奈良県条例第八号）第二条各号に規定する委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。